

# 議第 25 号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正（令和 6 年法律第 47 号による改正）により，子育て支援を拡充するための財源に充てるため，「子ども・子育て支援金制度」が創設されることに伴い，所要の規定の整備をするものです。
- (2) 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正（令和 8 年政令第 2 号による改正）により，国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の引上げ及び減額措置の対象世帯の所得判定基準の見直しが行われることに伴い，所要の規定の整備をするものです。

## 2 主な改正の内容

### (1) 子ども・子育て支援納付金に係る規定の追加

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付，子ども誰でも通園制度などの財源に充てるため，社会全体で子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして，令和 8 年度に「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

この子ども・子育て支援金は，医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と併せて，子ども・子育て支援納付金（以下「支援納付金」といいます。）として被保険者から徴収し，各医療保険者が国に納付しなければなりません。

そのため，支援納付金に係る規定を追加します。

#### ア 支援納付金の額

医療保険加入者一人当たりの支援納付金の平均年額の試算は，次のとおりです。

なお，支援納付金は，令和 8 年度から令和 10 年度までの間に段階的に引き上げられる予定です。

（参考）加入者一人当たり支援納付金の見込額（年平均）

	令和8年度見込額	令和9年度見込額	令和10年度見込額
国民健康保険	<b>2,400円</b> (参考)一世帯当たり 3,600円	<b>3,600円</b> (参考)一世帯当たり 5,400円	<b>4,800円</b> (参考)一世帯当たり 6,600円

※こども家庭庁ホームページ（資料：(令和 8 年度) 子ども・子育て支援金に関する試算）から抜粋

また，支援納付金の賦課額の上限を 3 万円とします。

#### イ 低所得者の保険料の減額（軽減割合）

低所得世帯に対する支援納付金分の被保険者均等割，世帯別平等割の軽減割合は，基礎分等と同様の軽減措置（軽減率：7割，5割，2割）を適用します。

#### ウ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額

本制度が少子化対策に係るものであることを鑑み，子どもがいる世帯の賦課額が増えないよう，18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども

もに係る支援納付金分の均等割額を10割軽減します。

## (2) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもの

### ア 賦課限度額の引上げ

保険料の基礎賦課額の賦課限度額を66万円から1万円引き上げて67万円とします。

### イ 減額措置の対象世帯の所得判定基準の見直し

所得水準の全体的な上昇等の影響で、保険料の賦課額における被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の範囲が縮小しないよう、所得判定基準を次のとおり見直します。

#### (7) 5割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を30万5千円から31万円に増額して世帯の所得判定を行います。

#### (1) 2割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を56万円から57万円に増額して世帯の所得判定を行います。

## 3 施行期日

令和8年4月1日